

横芝光町農業委員会 6 月第 3 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 7 日(月) 午後 4 時～午後 4 時 2 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 4 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	萩原 智夫	
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫	
委 員	1 番	宇井 久	3 番 土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番 佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番 長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番 行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番 平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 3 議案第 2 号

令和 3 年度第 3 次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第 4 議案第 3 号

令和 3 年度第 1 回農用地利用配分計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年6月(第3回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	山田副町長挨拶
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 鈴木忠夫委員、9番 越川雅彦委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 農地法第5条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年6月7日提出 横芝光町農業委員会会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請の土地は、木戸字十六割、畑、1,191㎡のうち413.98㎡です。

専用住宅1棟を目的に賃借権を設定するものです。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、長塚青年館から東へ約300mの位置にあり、県道横芝停車場・白浜線に面しています。

第1種農地と判断できますが、住宅の場合は例外として許可が見込まれます。

住宅建築面積は108.27㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

大利根土地改良区との地区除外の協議が整い、排水路の使用についても許可を得ています。

申請地には、山砂で埋め立てを行い、ブロック土留めを施工し、土砂・雨水の流出を防止する計画で、隣接農地所有者は譲渡人のみとなります。

工事期間は、令和3年7月10日から令和3年12月30日までを予定しています。

整地費及び建設費は、全額を借入金により賄う予定ですが、金融機関からの事前審査回答書により融資が可能であることを確認しています。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。
この案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

12番平山です。本件は、農地転用及び、雑排水の放流について、土地改良と協議が整っており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

6 番

6番佐久間です。着工予定日が7月10日となっていて、今日は6月7日ですが、許可はいつごろになりますか。

事務局	本日の農業委員会定例総会での意見を添えて県へ進達をし、6月下旬の県の審査会を経て順調に進めば6月末には許可となります。
議長	他に、質疑等はございますか。なければ質疑を終了しこの案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続いて日程第3 議案第2号 令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年6月7日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の利用集積は、新規設定1件、中間管理機構設定6件、再設定1件、所有権移転が3件の合計11件です。 初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。 利用権を設定する農地は、宝米字中島、字立町、字曲ノ内の畑8筆、計6, 602㎡です。使用貸借権の設定で、期間は10年間です。 続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。 なお、いずれも賃借権の設定で、期間は10年間です。 利用権を設定する農地ですが、中間管理機構設定1件目は、篠本字南前の畑、89㎡です。 中間管理機構設定2件目は、木戸字十一割、字十四割、字二十四割の田4筆、計6, 216㎡です。 中間管理機構設定3件目は、木戸字四割、字六割、字十割、字十一割、尾垂イ字下宮田の田15筆、計18, 767㎡です。 中間管理機構設定4件目は、篠本字下五町の田、5, 315㎡です。 中間管理機構設定5件目は、篠本字昭和の田、998㎡です。

	中間管理機構設定6件目は、木戸字十一割、字二十四割の田6筆、計4, 417㎡です。 次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。 利用権を設定する農地は、宮川字入後の畑、3, 212㎡です。賃借権の設定で、期間は10年間です。 次に所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。 所有権移転1件目は、牛熊字西耕地の田4筆、計3, 935㎡、売買により本年7月23日引き渡し予定です。 所有権移転2件目は、牛熊字宮台の畑、1, 021㎡、売買により本年7月23日引き渡し予定です。 所有権移転3件目は、牛熊字東耕地の田7筆、計3, 727㎡、売買により本年7月23日引き渡し予定です。 なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上、議案第2号の説明とさせていただきます。
議 長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。 それでは、新規設定の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員、よって新規設定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。
6 番	6番佐久間です。利用権の設定期間内に組合等の代表者が変わった場合はどうなりますか。
事務局	代表者が変わっても法人や組合等の契約となりますので、利用権は継続され問題はありません。

議 長	他にございますか。ないようですので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。 次に、再設定の案件について、審議を行いますが、この案件が、行木栄一委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第10条の規定により、採決が終了するまでの間、行木栄一委員には、退室をお願いします。 (行木委員退室) それでは、再設定の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定の案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、再設定の案件は、原案のとおり決定しました。 行木栄一委員の入室を認めます。 (行木委員入室) 行木栄一委員に、報告します。 ただいまの案件は、原案のとおり決定いたしました。 次に、所有権移転の案件について、一括して質疑を許します。
1 1 番	11番小野です。所有権移転する者の氏名に外1名とありますが、対価の授受はどうなりますか。
事務局	相続により共有名義となったものですが、共有者で分配されるものと思われます。今回の申請につきましては、連名でされています。
議 長	他にございますか。ほかに質疑等なければ、質疑を終了し、所有権移転について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

賛成全員よって、所有権移転については、すべて原案のとおり決定いたしました。

日程第4 議案第3号 令和3年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和3年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和3年度第1回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の意見を求める。

令和3年6月7日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の農用地利用配分計画は、耕作者の都合により合意解約された配分計画について、別の担い手へ再配分をしようとするものです。

次のページからは、配分先となる経営体の農用地利用配分計画を添付しています。

配分される農地は、木戸字十三割の田、1, 206㎡で存続期間は令和8年12月31日までとなります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただ今、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、農用地利用配分計画について、質疑を許します。

議 長

質疑がないようですので、この案件について、採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、農用地利用配分計画(案)については、異議ないものとして町長に意見を送付いたします。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局	以上をもちまして、令和3年6月(第3回)農業委員会定例総会を閉会します。
-----	--------------------------------------